

○益田市審議会等の会議公開等運営に関する規程

平成24年7月17日

益田市訓令第15号

庁中一般

各かい

(趣旨)

第1条 この規程は、審議会等の適正かつ円滑な運営に関し必要な事項を定めるとともに、審議会等の会議の公開及び会議録の公表に関する具体的な手続き等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき条例により設置するもの及び法律により設置が義務付けられ設置するもの並びに法律又は条例の規定に基づかず、有識者の意見を聴取し市行政に反映させることを主な目的として規則又は要綱により設置するものをいう。

(審議会等の委員の任命)

第3条 委員の任命は、審議会等の設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正の確保等を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を任命するものとする。
- (2) 女性の登用については、益田市男女共同参画計画に基づき、原則として40%以上の構成比率とするものとする。
- (3) 委員を再任する場合は、原則としてその在任期間が引き続き10年を超えないもの、かつ、在任期間中に75歳未満であるものとする。
- (4) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は、原則として3までとする。
- (5) 市民参加の促進の観点から、必要に応じて委員を公募するものとする。

2 前項第2号から第5号までの規定は、委員に任命しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

- (1) 市議会議員、当該審議会等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合。
- (2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

(審議会等の運営)

第4条 審議会等の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 会議の開催は、必要最小限にとどめること。
- (2) 会議の資料は、原則として開催前に配布すること。
- (3) 審議経過等が明確となるよう会議録又はその概要を作成すること。

(会議の公開・非公開の決定)

第5条 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、益田市行政情報公開条例（平

成 1 1 年益田市条例第 1 号) 第 2 1 条の 2 の規定に基づき、審議会等の長が当該会議に諮り行うものとする。

2 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第 6 条 審議会等の所管課長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要するときその他やむをえない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 非公開の理由
- (6) 傍聴人の定員及び傍聴手続き
- (7) 問合せ先

2 前項の公表は、審議会等の会議のお知らせを市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

(傍聴手続き等)

第 7 条 審議会等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続きをあらかじめ定めるものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、あらかじめ傍聴人に遵守事項を示し、当該会議の秩序の維持に努めるものとする。

(審議結果の公開)

第 8 条 審議会等の所管課長は、会議の終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を審議結果(様式)により作成し、その写しを当該会議録又はその概要に係る会議の開催日の属する年度の末日まで、所管課において閲覧に供するとともに市ホームページに掲載するものとする。ただし、第 5 条第 1 項の規定により会議を非公開とした場合は、この限りでない。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 2 4 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に開催する審議会等から適用する。
- 2 この訓令の施行の際現に審議会等の委員として任命されている者については、この訓令の規定により任命されたものとみなす。

様式(第 8 条関係)